

快適で住みよい環境を守るために

ごみ問題は、私たちの生活に最も密着した問題の一つです。私たち一人ひとりが分別を徹底することによりリサイクルが進み、限りある資源を有効に活用できます。私たちの暮らす快適な環境を守り、かけがえのない美しい環境を未来の子どもたちに引き継ぐためお互い協力し合い、ごみ出しのルールを守りましょう。

分別収集について

クリーンセンターでは、もやせるごみは焼却し、もやせないごみや粗大ごみは破碎処理し、5種分別のうち一部リサイクルを行い、最終処分場（埋立地）の延命を図っています。消費者は、容器包装リサイクル法により、ごみを分別して排出しなければならず、市町はこれを回収し、事業者はリサイクルすることが義務づけられていることから、空き缶、ガラスびん、ペットボトルについて分別収集を行っています。

以上のことから、

【もやせるごみ】 【もやせないごみ】 【空き缶】 【ガラスびん】 【ペットボトル】

【乾電池】 【水銀含有ごみ】 【粗大ごみ】

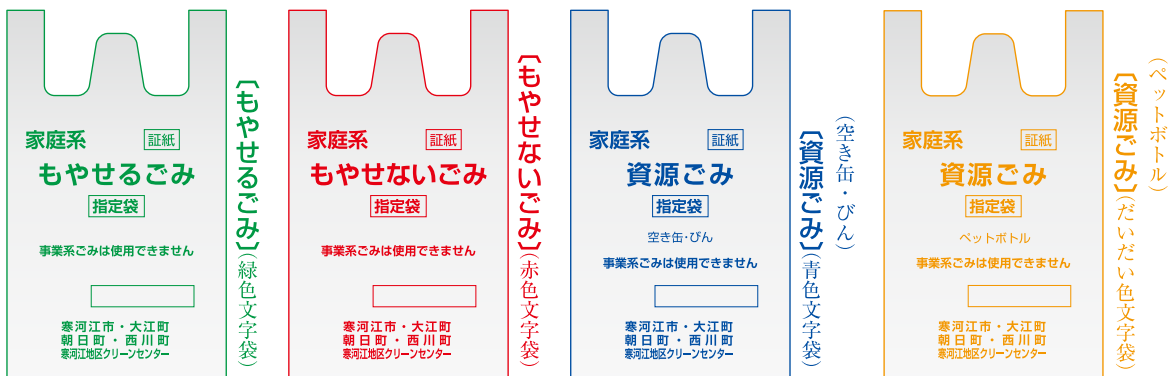
に分別して出してください。

分別したごみは、分別区分ごとに指定ごみ袋（粗大ごみは証紙シール）を使用して出すことになります。ただし、指定ごみ袋の中にはレジ袋のような袋にごみを入れて（二重袋）出さないでください。

指定ごみ袋と証紙シールは、「証紙取扱店」から購入してください。

なお、指定ごみ袋には大型袋（1枚60円・もやせるごみ袋のみ）、普通袋（1枚50円）と小型袋（1枚40円）があります。

指定ごみ袋の種類



証紙 400 円

「分ける」ではじまる容器リサイクル
西村山広域行政事務組合

[指定ごみ袋・粗大ごみ用証紙(シール)]